

平成29年度第11回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成30年2月23日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所3階 第3会議室

開 会 平成30年2月23日(金) 午後2時

出席委員 14名

1番 伊藤 正敏      2番 酒井 温司      3番 浅井 尊弘      4番 八木 一広

5番 中野 浩光      6番 三宅 正恭      7番 日下部錠一      8番 岩田 房喜

9番 石塚 芳政      10番 後藤 正臣      11番 林 秀雄      12番 水野 格廉

13番 石川 雄二      14番 櫻井 重利

農地利用最適化推進委員 3名

早川 由信      猪子 勝三      堀田 啓

欠席委員

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 石塚 正己、田中 あさ美、日下部 錬

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第23号 農地法3条の規定による許可申請 ..... 1件

議案第24号 農地法5条の規定による許可申請 ..... 1件

議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書 ..... 1件

議案第26号 農地利用計画変更の申出 ..... 2件

議案第27号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認

(2) 報告案件

報告第27号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 ..... 2件

報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 ..... 19件

報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知 ..... 2件

会

長 皆さん、こんにちは。

2月に入り、除々にですが、季節は春に向かって進んでいます。

しかし、まだまだ寒い日もありますので、体調管理に十分注意してください。

では、只今から、平成29年度第11回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は14名で定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は3名全員出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は9番石塚 芳政委員と10番 後藤 正臣委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第23号】

・農地法3条の規定による許可申請 …………… 1件

【議案第24号】

・農地法第5条第1項の規定による許可申請…………… 1件

【議案第25号】

・相続税の納税猶予に関する適格者証明書…………… 1件

【議案第26号】

・農地利用計画変更の申出 …………… 2件

【議案第27号】

・農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認

(2) 報告案件について

【報告第27号】

・農地法第4条第1項第7号の規定による届出…………… 2件

【報告第28号】

・農地法第5条第1項第6号の規定による届出…………… 19件

【報告第29号】

・農地法第18条第6項の規定による通知…………… 2件

それでは、【議案第23号】 農地法3条の規定による許可申請1件を議題といたします。

9番から事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、番号9をご覧ください。

申請地は、春日神明\_\_\_\_で登記、現況ともに畑で面積は\_\_\_\_㎡です。

譲渡人を\_\_\_\_\_と、譲受人を\_\_\_\_\_とする所有権移転の申請です。

高齢により農作業に支障をきたし始めた為、長男夫妻に渡したい\_\_\_\_と農地を永続的に維持していきたい\_\_\_\_からの申請になります。

\_\_\_\_\_は、耕運機1台、軽トラック1台を所有しており、従事日数は150日、経営面積は世帯員の農地を含め9,520㎡、通作距離は平均1.5km、平均通作時間は自動車で4分です。その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。

以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、石川 雄二委員ですが。

石川委員 適正に利用されているため問題ありません。

会長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」とすることといたします。

続きまして、【議案第24号】 農地法第5条第1項の規定による許可申請1件を議題といたします。

16番から事務局に説明を求めます。

事務局 2ページ目、議案24号、番号16をご覧ください。

申請地は、春日五反地\_\_\_\_、登記、現況ともに田で面積\_\_\_\_㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書のとおりです。従業員駐車場増設のための農地転用です。

現在、申請者は中部支所として名古屋市西区中沼町\_\_\_\_に事務所を置

き、通信システムの提案、施行及び保守点検業務を営んでおります。更なる業務拡大の為、清須市春日五反地\_\_\_\_に営業所兼倉庫の新設を計画しており、中部支所からの異動を含め従業員29名の配置を予定しております。新営業所敷地内には7台分の駐車場しか確保できず、来客用で3台分、トラックの荷捌用で4台分利用するので、従業員用駐車場29台分の確保が急務でありました。地元不動産業者と協力して土地を探していたところ、新営業所の東側近接地である今回の申請地の所有者より土地の賃借のお話があり、本申請にいたりました。

申請地は、市街化調整区域で、名古屋高速16号一宮線春日入口より概ね\_\_\_\_mの区域にある農地です。農地区分は「運用通知第2の1の(1) エー(ア)ーaー(b)インターチェンジなどから300m以内の区域にある農地に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、石川 雄二委員ですが。

石 川 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、【議案第25号】相続税の納税猶予に関する適格者証明書1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書9ページ、番号1「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてです。被相続人の死亡により平成29年6月16日に相続が発生しました。相続人は養子で、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在は、春日高札\_\_\_\_、畑1筆で面積は\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。

耕作状況、計画書より適正な営農実施計画であり、納税猶予の適用条件であります。また、租税特別措置法第70条の6第1項並びに租税特別措置法施行令第40条の7第1項、第2項の規定を被相続人、相続人とも満たし農業経営が行われている状況と思われれます。以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、石川 雄二委員  
ですが。

石 川 委 員 全く問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。  
なければ、この案件について、当農業委員会として承認してよろし  
いでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、当農業委員会として承認とすること  
といたします。

続きまして、【議案第26号】農地利用計画変更の申出2件を議題  
といたします。

1番から事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、会長。

それでは、議案第26号をお願いします。今回は2件ございます。

番号1から説明させていただきます。

この案件は、\_\_\_\_\_から清須市長あてに、農用地の利用計画変更  
の申出が提出され、農業委員会の意見を求めるものです。通称「農用  
地の除外」といわれるもので、農用地区域を農用地でないものにする  
手続きです。

この農用地の除外には、5つの要件というものがあり、

- ①他の土地で代えることが困難なこと
- ②農用地の集団化、農作業の効率化に支障がないこと
- ③農用地の利用集積に支障がないこと
- ④土地改良施設の機能に支障がないこと
- ⑤土地改良事業の完了後8年を経過していること、などがあげられま  
す。

場所については、春日八幡\_\_\_\_、\_\_\_\_番の2筆 合計面積\_\_\_\_㎡で  
す。

現在、\_\_\_\_\_を運営している春日八幡裏\_\_\_\_地外の南側隣地に駐車  
場を拡大したいとしての申請です。

位置は農用地の辺縁部となります。

第1種農地ですが、許可基準運用通知のイ－(イ)－e－(e)に該当しま  
す。

\_\_\_\_\_は、現在、\_\_\_\_\_し、さらに平成30年度4月には、

\_\_\_\_\_ 予定です。

\_\_\_\_\_ の現状は\_\_\_\_\_ で既にいっぱい状態で、前年度計画時に\_\_\_\_\_ の敷地拡張も希望しておりましたが地権者の同意を得られず、断念されました。

今回再度要望に伺ったところ、同意を得られ今回の申し出となりました。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、早川 由信委員ですが。

早 川 委 員 特別問題ありません。

会 長 他に何かご質問、ご意見等ありませんか。

なければ、この案件について、本委員会として「意見なし」としてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ただいま「異議なし」の声がありましたので、この案件について当農業委員会として「意見なし」として回答いたします。

続きまして、2番、事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい会長。

それでは続きまして番号2番の説明をさせていただきます。

この案件は\_\_\_\_\_ 様から清須市長あてに、農用地の利用計画変更の申出が提出され、農業委員会の意見を求めるものです。

場所については、春日須ヶ田\_\_\_\_\_ 面積\_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>で、分家住宅の建築を目的とした申し出となります。

位置は農用地の辺縁部です。

運用通知のオー(ア)ー(b)に該当します。

現在は兄の所有の物件に借家しておりますが、今回兄が利用したいとの事で、返還を求められております。

普段は母親の通院等で実家に通うことが多い為近隣で物件を探しましたが、同意を得られず、母親に相談したところ今回の場所を紹介されたようです。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、早川 由信委員ですが。

早 川 委 員 問題ありません。

会 長 他に何かご質問、ご意見等ありませんか。  
なければ、この案件について、本委員会として「意見なし」としてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ただいま「異議なし」の声がありましたので、この案件について当農業委員会として「意見なし」として回答いたします。

続きまして、【議案第27号】農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい会長。

議案第27号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、説明させていただきます。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定で農地バンク制度を活用しての申請です。

利用権設定をする者は、清須市一場\_\_\_\_、\_\_\_\_様、利用権設定を受ける者は清須市阿原宮東\_\_\_\_、\_\_\_\_様です。申請地は、清須市一場御園\_\_\_\_、登記、現況とも畑\_\_\_\_㎡の農用地になります。

\_\_\_\_様は、農業体験塾で3年の経験を積み、今回農地バンク制度に登録後、利用権設定を受けるものです、\_\_\_\_様は現在、軽トラック1台を所有、耕運機はレンタル、その他農機具も所有しておられます。

年間営農計画では、宮重だいこん、土田かぼちゃ、大根きよすなどの特産野菜を中心に、露地野菜の年間営農を計画しています。

J A西春日井への出荷を目標に今後、ますますの営農意欲が見られ、体験塾や市民農園での実績もあることから支障はないと思われま

す。権利の存続期間は平成30年3月から平成33年2月までの3年間です。なお、本件については、この農業委員会で承認をいただいた後、告示行為を行い、効力発生という流れとなります。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、三宅正恭委員ですが。

三 宅 委 員 問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として意義なしとして、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、原案のとおり農業委員会として承認することといたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。

【報告第27号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 では、読み上げさせていただきます。

番号 42、一場番町\_\_\_\_, \_\_\_\_\_で登記田、現況宅地、  
一場番町\_\_\_\_\_で登記畑、現況宅地です。

三宅委員 特に問題ありません。

事務局 番号 43、廻間三丁目\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_で登記田、現況宅地です。

日下部委員 問題ありません。

事務局 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

続きまして、【報告第28号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 では、読み上げさせていただきます。

番号 121、廻間一丁目\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑、  
番号 122、廻間一丁目\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑、  
番号 123、廻間一丁目\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

日下部委員 問題ありません。

事務局 番号 124、萩野\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

堀田委員 問題ありません。

事務局 番号 125、西田中白山\_\_\_\_で登記、現況共に田、  
番号 126、西田中白山\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

中野委員 こちらも問題ありません。



事務局 番号 127、清洲下町\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。  
中野委員 問題ありません。

事務局 番号 128、寺野花園\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。  
浅井委員 問題ありません。

事務局 番号 129、朝日天王\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。  
猪子委員 問題ありません。

事務局 番号 130、春日野方\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。  
早川委員 問題ありません。

事務局 番号 131 土田郷上切\_\_\_\_\_で登記畑、現況雑種地です。  
岩田委員 問題ありません。

事務局 番号 132、上条\_\_\_\_\_で登記畑、現況宅地です。  
石塚委員 問題ありません。

事務局 番号 133、西枇杷島町小田井三丁目\_\_\_\_\_で登記田、現況宅地です。  
伊藤委員 問題ありません。

事務局 番号 134、廻間一丁目\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。  
日下部委員 問題ありません。

事務局 番号 135、新清洲五丁目\_\_\_\_\_で登記田、現況畑です。  
石塚委員 問題ありません。

事務局 番号 136、春日東須ヶ畑\_\_\_\_\_で登記宅地、現況畑です。  
林委員 問題ありません。

事務局 番号 137、阿原宮前\_\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

八木委員 問題ありません。

事務局 番号 138、一場御園\_\_\_\_\_で登記田、現況宅地、  
一場御園\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑、  
番号 139、一場御園\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

三宅委員 問題ありません。

事務局 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出については以上になります。

会長 続きまして、【報告第 29 号】農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい会長。

今回 2 件ございます。

お手元の資料をご覧ください。

1 件目は春日八幡\_\_\_\_, \_\_\_\_番地で、議案 26 号農地利用計画変更の申出にありました 1 件です。

相続により所有者が変り今回の通知となりました。

2 件目は春日杵前\_\_\_\_\_でこちらは 12 月に関連の 2 件の通知がありました。

以上説明を終わります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

櫻井委員 第 3 条の許可の案件ですが、譲受人の方の所有している面積が農家用件を満たしていないように見えますが。

事務局 その案件に関しては世帯員である父親が二反以上所有しているため要件を満たしていることになります。

会長 それでは、その他、へ移ります。事務局何かありますか。

事務局 ・水田の生産調整について  
・委員別農地パトロール結果一覧について  
・報酬支払いに伴うマイナンバーの提供について

伊藤委員 国の減反政策は終了したはずだが、水田の生産目標の通知をする必要はあるのか。

事務局 国の減反政策は終了しましたが、愛知県の生産目標自体は毎年示されており、目標に近づけるよう啓発する意味でも水田農家に周知が必要という結論に至りました。

事務局 最後に当庁の地域開発課より春日学校橋西土地区画整理事業内の用排水路の変更についての説明がありますので、ご協議の方よろしくお願います。

地域開発課 現在施行中の春日学校橋西土地区画整理事業内の用排水路の変更が生じました。

用排水路のような農用地の変更が生じる場合は、農業委員会にはからなければならないと土地区画整理法第136条に定められております。

そのため、皆様のご意見を伺いたく今回このような場を作っていただきました。

資料につきましては、事業計画の概要から現況の写真までの8枚になります。

見て頂いて乱丁がありましたら、お申し出ください。

それでは、説明させていただきます。

この区画整理事業は、設立前に資料4枚目に示す通り平成22年3月に当委員会から回答を頂いているところですが、そこから農業施設で変更が生じますので、ご協議を頂きたいものです。

始めに、土地区画整理を実施している地区の場所は、資料5ページ目にあります位置図に示す、県道の名古屋岐阜線と春日井稲沢線に挟まれた、赤線で囲まれた面積約6.8ヘクタールの区域になります。

一枚めくっていただき6ページをおねがいします。土地区画整理事業の設計図で、茶色で囲まれた区域が、土地区画整理事業地となります。

地区の概要を簡単に説明します。初めの1ページ目もご覧ください。

事業名称は、清須市春日学校橋西土地区画整理事業で、組合施行になります。

平成23年3月から事業を開始しており、水田や畑と言った農地と既存宅地が隣接しており、地区内の道路に接しているところは宅地化が進み、道路に接していない農地は、土地活用が進んでいないと言った状況です。

地区内の道路は、6mを基本としてすべての土地に道路が接するように配置しております。また昨年2月には12mの幹線道路である下之郷六角堂線が開通しており、交通環境が大きく変わっています。その他に2箇所公園が整備され、多くの方に利用されています。

併せて雨水調整池も整備しており、平成 32 年 3 月末の完了を目指し、現在、施行中の事業になります。

もう 1 度 6 枚目を見ていただきまして、今回変更しますのは、区域の北側、県道春日井稲沢線から 1 本南側の道路で、赤の点線で囲まれたところになります。

もう 1 枚めくっていただきまして、変更箇所の詳細図となります。

上が変更前、下が変更後の図面となります。

変更前は、6 メートルの道路に既設の用排水路・赤の破線で示した配置をした計画でしたが、土地区画整理事業によりこの区画整理事業域内の田んぼが、宅又は畑になり受益地がなくなりますので、区画整理区域内の用排水路が不用になります。

このため下図の変更後のように、区域内の黄色い破線で示した箇所の用排水路の一部を廃止するものです。

また、この廃止に伴い土地区画整理区域以外の右側、赤の破線で示した用排水路につきましては、用水の行き場が無くなってしまうので、区画整理事業で付け替えた緑の線である用排水路に折れ曲がったところで接続し既設水路が十分機能するように付け替えをしています。

最後の 8 ページにつきましては、現況の写真になります。上が西から東を見た写真です。

下が東から西を見た写真になります。道路の幅員が約 6 m にガードレールの奥に水路があります。

今回この水路の一部、下の写真の道路きわの畑から奥の土地が区画整理区域になりますのでここを廃止するものです。

以上で簡単ではありますが、説明を終わります。

よろしく申し上げます。

早 川 委 員 オープン水路が道路の下に入ってしまうということですか。

地 域 開 発 課 はい。区画整理で道路の下に水路を作りました。

伊 藤 委 員 土地改良で整備した水路は、元々どこの水田へ水を供給するために作られたのですか。

地 域 開 発 課 7 ページの変更前と記載されている図面をご覧ください。

その図面の中で赤の破線で示されている箇所が水路で、その上の土地が水田になります。

この用排水路は、この水田に水を供給するために作られました。

- 会 長 他にご質問はありませんか。  
なければ、この案件については「異議なし」でよろしいですか。  
(「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。では、この案件については「異議なし」と調  
書で回答させていただきますのでよろしくお願いいたします。
- 会 長 次回の開催について確認します。  
平成30年3月23日、金曜日、午後2時から、場所は清須市役所  
本庁舎3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。  
以上で、平成29年度第11回農業委員会を閉会します。

—終了時刻午後2時55分—

- 備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「\_\_\_\_番  
地」、農地の地番は「\_\_\_\_番」との表記で省略して記載しています。